

11 デモンストレーションスポーツ実施業務

県、会場地市町村及び県競技団体は、密接な連携の上、日本スポーツ協会の定める「国民体育大会デモンストレーション実施基準」に基づき、正式競技、特別競技、公開競技のほかにも実施することができるデモンストレーションスポーツを円滑に実施する。

【デモンストレーションスポーツとは】

国民体育大会が二巡目を迎えた昭和63年の第43回京都市国体から生涯スポーツの振興を主な目的として導入され、国体開催県に居住する者を対象とし、子どもから高齢者まで誰でも参加できるスポーツ行事である。

(※正式競技のように都道府県間で成績を競うものではない)

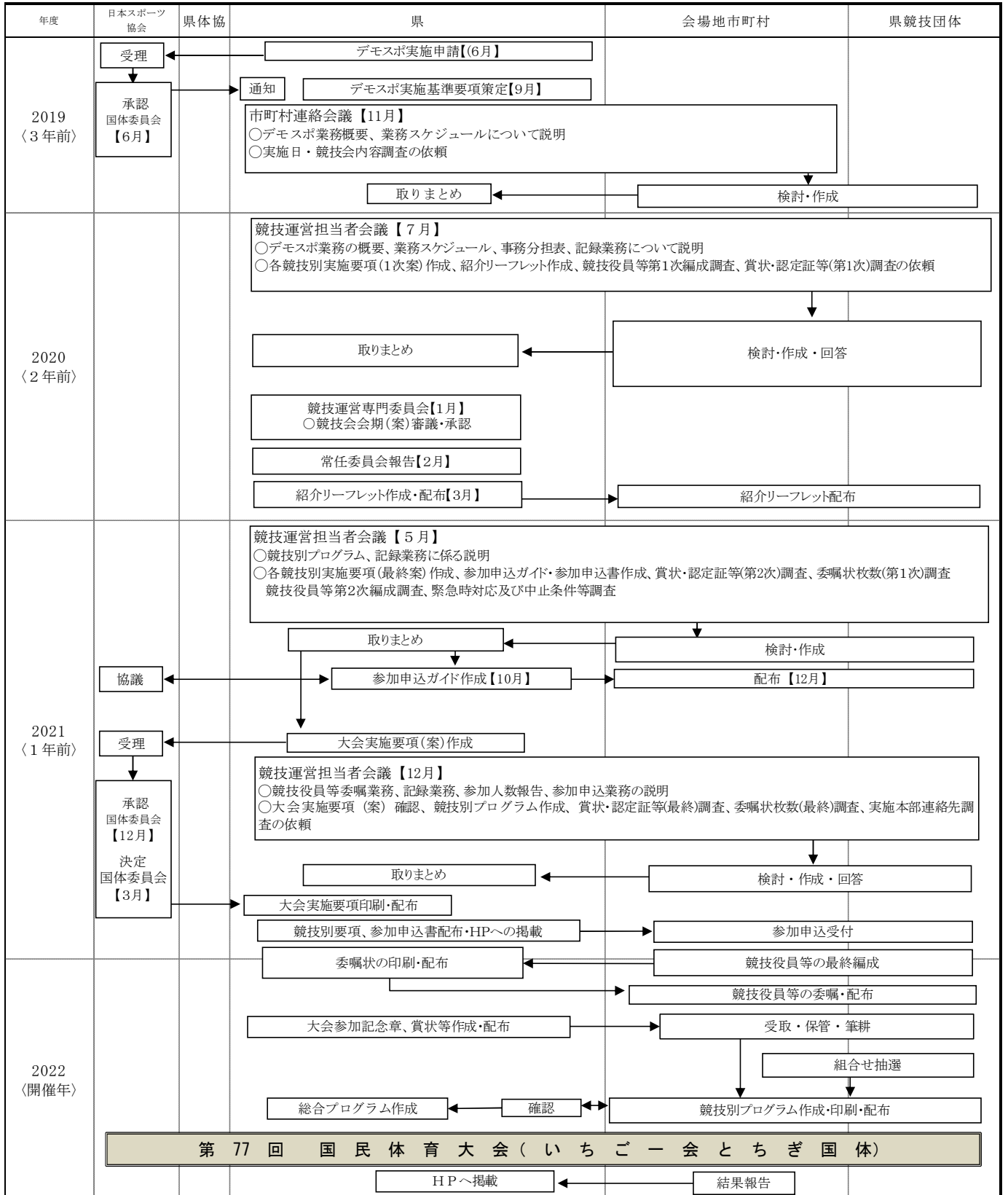
1 業務の概要

業務名	内 容	中央競技団体	県	会場地市町村	県競技団体
実施競技及び会場地の選定	県は、「第77回国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針」に基づき、実施競技及び会場地市町村を募集し、開催希望申請を取りまとめ、実施競技及び会場地を選定する。		◎	○	○
実施申請業務	県は「国民大会デモンストレーションスポーツ実施基準（日本スポーツ協会）」により、大会決定時に日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あてに実施申請書を提出する。		◎		
開催準備業務	① 実施基準要項の策定 デモンストレーションスポーツの実施にあたり、会場地市町村及び県競技団体が、準備・運営業務を円滑に推進できるよう策定する。		◎		
	② 大会実施要項の作成 県は、会場地市町村が作成した各競技別実施要項を取りまとめ、大会実施要項を作成する。		◎		
	③ 紹介リーフレット及び参加申込ガイドの作成 県は、会場地市町村及び県競技団体の協力を得ながら、国体の機運醸成、デモンストレーションスポーツの普及推進を図るため紹介リーフレット及び参加申込ガイドを作成・配布する。		◎	○	○
	④ 各競技別実施要項の作成 会場地市町村は県競技団体と協議し、期日、会場、種別及び参加人員、競技上の規定及び方法、選考方法、参加資格、表彰、参加申込方法、参加上の注意等を決定する。			○	○
	⑤ 参加申込書、競技別プログラムの作成 会場地市町村は県競技団体と協力し、参加申込み関係書類を作成する。参加申込受付業務及び組合せ抽選は会場地市町村と県競技団体が協力して行う。参加申込、組合せ抽選終了後、会場地市町村は競技別プログラムを作成する。			○	○
	⑥ 大会参加記念章、賞状の作成 県は、大会参加記念章及び賞状を作成し配布する。		◎		
	⑦ 競技役員等の編成 会場地市町村及び県競技団体は、競技運営に万全を期するよう競技役員等の適正な編成を行う。			○	○

2 業務推進上の留意点

- (1) 会場地市町村と県競技団体は相互に連携を深めながら業務を推進すること。
- (2) 子供から高齢者まで、多くの県民が国体への参加機会が得られるように配慮すること
- (3) 世代間・地域間の交流にも配慮し、地域の活性化につながる大会運営に努めること。

いちご一会とちぎ国体 デモンストレーションスポーツ業務の流れ



※ 中央競技団体の業務については特になし。このスケジュールは必要に応じて改訂する。

第77回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針（平成28年2月15日）

第77回国民体育大会において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」及び「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」並びに「第77回国民体育大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の国体への参加機会をより多く設けるとともに、実際に参加することで「生涯にわたりスポーツ活動を推進する国体」を目指す。
- (2) 多くのスポーツを行う機会をつくり、子どもたちから高齢者までそれぞれが好きなスポーツを見つけ、生涯を通じた幅広いスポーツ活動に結びつききっかけとする。
- (3) デモスポの普及・振興を推進するとともに、世代間・地域間の交流の輪を広げ、活力ある地域づくりを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、「第77回国民体育大会実施予定競技選択基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 公益財団法人栃木県体育協会（以下「県体協」とする。）加盟、または、県体協が推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、または、本県特有のものを含め、今後普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として、既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、「第77回国民体育大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法及び実施期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施期間は、原則として、第77回国民体育大会の会期1ヶ月前から閉会までとする。ただし、総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は、原則として1日とする。

5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担については、「第77回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」に定めるところによる。

いちご一会とちぎ国体 デモンストレーションスポーツ実施基準要項（令和元年9月5日）

この要項は、別に定める「第77回国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針」に基づき、いちご一会とちぎ国体において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）において、各競技会の円滑な運営に資するため、以下の事項を定める。

1 実施期間

- (1) 実施時期は、原則として、いちご一会とちぎ国体の会期1ヶ月前から閉会までとする。ただし、総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (2) 実施日数は、原則として1日とする。

2 競技別実施要項

デモスポの実施方法については競技別実施要項に定める。

- (1) 競技別実施要項は、会場地市町村と関係競技団体が協議の上、作成する。
- (2) 競技別実施要項に記載する内容は原則として以下のとおりとする。
 - 1) 期日
 - 2) 会場
 - 3) 種別及び参加人員
 - 4) 競技上の規程及び方法
 - 5) 選考方法
 - 6) 参加資格
 - 7) 表彰
 - 8) 参加申込方法
 - 9) 参加負担金
 - 10) 参加上の注意
 - 11) 個人情報の取扱いについて
 - 12) その他

3 競技別プログラム

- (1) 競技別プログラムは、会場地市町村が関係競技団体と協議の上、作成する。
- (2) 競技別プログラムに記載する内容は原則として以下のとおりとする。
 - 1) 開催県知事のあいさつ
 - 2) 会場地市町村代表の歓迎のことば
 - 3) 競技会役員
 - 4) 競技役員、係員及び補助員
 - 5) 表彰式次第
 - 6) 会場図
 - 7) 競技日程
 - 8) 競技の見方
 - 9) 組合せ
 - 10) その他必要な事項

4 競技役員編成

競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員は、会場地市町村が関係競技団体と協議し、各競技及び会場地市町村の実情に即して、適切に編成する。

5 参加申込及び組合せ抽選

参加申込受付及び組合せ抽選は会場地市町村及び関係競技団体が行う。

6 記録及び結果

記録及び結果は、競技会終了後、会場地市町村が県記録本部へ報告する。

7 その他

- (1) 参加者には大会参加記念章を与えることができる。
- (2) 参加者は傷害保険に加入しなければならない。
- (3) 個人情報の取り扱いについて、会場地市町村及び関係競技団体は個人の権利利益を侵害することがないように適切に行う。